

アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会規約（改正案）

（目的）

第1条 愛知県及び岐阜県内において、総合特別区域法（以下「法」という。）に基づく国際戦略総合特別区域の指定の申請、国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議するため、法第19条第1項の規定に基づき、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国際戦略総合特別区域の指定申請に関する協議
- (2) 国際戦略総合特別区域計画に関する協議
- (3) 国と地方の協議会における協議への対応
- (4) 認定国際戦略総合特別区域計画の実施に関し必要な事項に関する協議
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な業務

（構成員）

第3条 協議会は、次の者により構成し、構成員は別表のとおりとする。

- (1) 関係地方公共団体の長
- (2) 特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (3) 国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- (4) その他必要と認める者

（会長）

第4条 協議会に会長1名を置き、会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長が職務代理者を指名する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議においては、会長が議長となる。
- 3 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、会長は、構成員に対し、書面又は電磁的方法により賛否を求め、これをもって会議の議決に代えることができる。
- 4 会長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 協議会は、その所掌事項について必要な資料の収集、調査及び検討を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、愛知県知事政策局企画課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年9月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年9月　　日から施行する。

別表（第3条関係）

<u>愛知県知事</u>	大村 秀章
<u>各務原市長</u>	森 真
<u>春日井市長</u>	伊藤 太
<u>岐阜県知事</u>	古田 肇
<u>小牧市長</u>	山下 史守朗
<u>常滑市長</u>	片岡 憲彦
<u>飛島村長</u>	久野 時男
<u>豊山町長</u>	鈴木 幸育
<u>名古屋港管理組合管理者</u>	大村 秀章
<u>名古屋市長</u>	河村 たかし
<u>半田市長</u>	榎原 純夫
<u>弥富市長</u>	服部 彰文
<u>川崎重工業株式会社 代表常務取締役 航空宇宙カンパニープレジデント</u>	村山 滋
<u>中部航空宇宙部品生産協同組合代表理事</u>	和田 典之
<u>東レ株式会社 常務取締役 複合材料事業本部長</u>	大西 盛行
<u>富士重工業株式会社 常務執行役員 航空宇宙カンパニープレジデント</u>	永野 尚
<u>三菱重工業株式会社 代表取締役 常務執行役員 航空宇宙事業本部長</u>	小林 孝
<u>社団法人中部経済連合会会长</u>	三田 敏雄
<u>社団法人中部航空宇宙技術センター会長</u>	三田 敏雄
<u>中部国際空港株式会社 取締役執行役員 航空営業・経営企画担当</u>	尾頭 嘉明
<u>名古屋商工会議所会頭</u>	高橋 治朗
<u>国立大学法人名古屋大学総長</u>	濱口 道成

(敬称略・順不同)